

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

制定 令和元年5月30日 教育長決定

(設置)

第1 「品川区子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)の計画期間が令和2年3月に終了することから、推進計画を新たに策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を品川区教育委員会教育長に報告する。

- (1) 品川区の子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 推進計画の実効性の確保に関すること。
- (3) パブリックコメントに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3 策定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(召集等)

第4 策定委員は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5 策定委員会の設置期間は、推進計画の策定までとする。

(作業部会)

第6 策定委員会に、専門事項を調査検討するための作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7 策定委員会の事務局は、品川区教育委員会事務局品川図書館(以下「品川図書館」という。)に置き、品川区教育委員会教育総合支援センターと連携して事務を執り行う。

- 2 事務局には、事務局長を置き、品川図書館長をもって充てる。
- 3 策定会議の庶務は、品川図書館が処理するものとする。

(意見聴取)

第8 策定委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

(公開の原則)

第9 策定委員会の会議および議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と定めた場合には、非公開とすることができる。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

別表 (第3 関係)

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

職	所 属	氏 名
委員長	品川区教育委員会事務局教育次長	本城 善之
副委員長	立正大学 図書館 品川学術情報課長	島田 貴司
委員	東京都立大崎高等学校校長	豊岡 耕一郎
委員	NPO 法人ウーヴ理事長	平嶋 悦子
委員	品川区学校地域コーディネーター	巻島 淳子
委員	品川区子ども未来部保育課長	佐藤 憲宜
委員	品川区子ども未来部子ども育成課長	廣田 富美恵
委員	品川区保健所品川保健センター所長	仁平 悟
委員	品川区立戸越台中学校校長	蜂屋 隆子
委員	品川区立源氏前小学校校長	守田 由紀子
委員	品川区立八潮わかば幼稚園園長	丸山 智子
事務局長	品川区教育委員会事務局品川図書館長	横山 莉美子

事務局	品川区教育委員会事務局品川図書館事業担当 品川区教育委員会事務局教育総合支援センター指導主事
-----	---

付 則

この要領は、令和元年6月1日から適用し、令和2年3月31日にその効力を失う。